

災害時における食料供給等の協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）とカレーハウス CoCo 壺番屋高崎筑縄店（以下「乙」という。）は、安中市内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における食料の供給及び運搬（以下「食料供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、食料の供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う食料供給等の要請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（食料供給等の協力要請）

第2条 甲は、食料を必要とするときは、乙に対して、食料供給等を文書（様式第1号）により要請することができるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（食料供給の確保）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、食料供給等に積極的に協力するものとする。

（食料）

第4条 甲が乙に要請する食料は、被害の状況に応じ、乙が供給できる食料の中から甲が指定するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

（平時からの備え）

第6条 甲と乙は、災害時における対応を円滑に行うことができるよう、連絡体制、連絡方法等について、文書（様式第2号）により、平時から相互に確認し、改善に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 安中市安中一丁目23番13号
安中市
市長 茂木 英子

乙 高崎市筑縄町50-7
カレーハウス CoCo 壺番屋高崎筑縄店
代表 小野 晋也